

防災・減災、国土強靱化のための持続的かつ安定的な行財政支援について



- 補助金及び交付金において、**資本単価等の採択基準が付されており、対象とならない水道事業者がある**
- **5か年という期間の限られた財政措置であることから十分に事業が進まない**

近年は、地震による災害に加え、豪雨などによる自然災害も頻発している。

水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱

＜最終改正：令和2年12月24日 厚生労働省発生食1224号第5号＞

平成30年7月豪雨

浄水場の土砂埋没・管路破損により最大で**26万戸超**が断水



土砂が流入し、機能が停止した愛媛県南予水道企業団吉田浄水場

北海道胆振東部地震

浄水場の土砂埋没・管路破損・停電により最大で**6万8千戸超**が断水



土砂流入により、全壊した北海道厚真町富里浄水場

令和元年台風15号及び19号

停電等により最大で**13万9千戸超**が断水(15号)
水道施設の冠水、管路破損等により最大で**16万6千戸超**が断水(19号)



千葉県君津市内の応急給水の様子(15号)

区分	国庫補助採択基準	補助率	国庫補助対象施設
水道水源開発施設整備費	次のいずれにも該当する事業であること。 1 資本単価が、水道事業にあっては90円/㎡以上、水道用水供給事業にあっては70円/㎡以上であること。 2 次のいずれかに該当する事業であること。 (1) 基幹となる浄水施設が、自然流下方式による施設運転が不可能であり、運転用の自家発電設備が整備されていない場合に実施する非常用自家発電設備等の整備 (2) 基幹となる浄水施設が、土砂災害警戒区域内等に位置し、土砂災害により給水停止のおそれが高い場合に実施する土砂災害への対策工事 (3) 基幹となる浄水施設が、浸水想定区域内等に位置し、浸水災害により給水停止のおそれが高い場合に実施する浸水災害への対策工事 (4) 厚生労働大臣が認める水道施設機能維持整備事業	1/4 1/3 1/3 1/3 (ただし、非常用発電整備等の整備については1/4)	次に掲げる施設とする。 (1) 非常用発電設備、燃料用タンク、その他非常用発電設備の整備に必要な施設 (2) 土砂流入防止壁、その他土砂災害対策に必要な施設 (3) 防水扉、止水堰、その他浸水災害対策に必要な施設

耐災害性強化対策を加速化・深化

近年激甚化する風水害や切迫する大規模地震への対策等について、更なる加速化・深化を図るために策定された、「**防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策**」(令和2年12月11日閣議決定)に基づき、新たな中長期目標を掲げ、これら耐災害性強化対策を加速化・深化させ、自然災害発生時の大規模かつ長期的な断水のリスクを軽減する。



- ・持続的かつ安定的な財政支援を図るとともに、採択基準における**資本単価要件を撤廃又は緩和し、交付対象事業を拡大すること**〔要望事項(1)〕
- ・災害等の指定区域から水道施設を移転する場合においても、活用できるよう**適用要件を拡大すること**〔要望事項(2)〕